

第 1 3 条（雇用契約の成宣と紹介手数料）

甲が、乙の紹介に係る人材との間で、濯用契約を締結した場合は、甲は、乙に対して、人材紹介の対価として甲が雇用する当該人材の内定書記載の年収に 35%を乗じた紹介手数料および消費税を乙に支払うものとする。

2 甲と乙が紹介した人材との間で、雇用契約が締結されたにもかかわらず、甲の事由によって甲と当該人材との間の雇用契約が終了した場合にも、甲の乙に対する手数料支払いの債務は消滅しないものとする。

第 1 4 条（支払い方法）

乙は、乙の紹介した人材が甲に入社することをもって甲に紹介手数料を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日の翌月末日迄に乙の指定する金融機関口座に振込み送金の方法により支払うものとする。

第 1 5 条（返戻金制度）

甲の採用した人材の勤務開始後 6 箇月満了前に、当該人材の都合により、甲と当該人材との雇用契約が終了したときは、乙は甲に対して次の通り紹介手数料を返却する。

- (1) 1 箇月末満の場合は、第 1 3 条に基づき支払われた紹介手数料の 80%。
- (2) 1 箇月以上 3 箇月末満の場合は、第 1 3 条に基づき支払われた紹介手数料の 50%。
- (3) 3 箇月以上 6 箇月末満の場合は、第 1 3 条に基づき支払われた紹介手数料の 10%。